

綿貫 民輔 衆議院議長 殿  
倉田 弘之 参議院議長 殿

## 請 願 書

請願法第 2 条に基づき以下のとおり請願する。

### 請願の趣旨

「アメリカのイラクに対する武力行使に反対する。」  
との国会決議を採択してください。

### 請願の理由

1 アメリカ合衆国政府（以下、アメリカと称す。）は、イラク共和国（以下、イラクと称す。）に対して同国が国際連合安全保障理事会（以下、安保理と称す。）決議に従わないで大量破壊兵器を所持していること、テロ支援国家であること、フセイン大統領の独裁国家であることなどを理由として、新たな安保理決議の有無にかかわらず、武力行使をすることを公言し、すでに 30 万人を超える部隊を周辺地域に展開しています。現実には武力行使が行われれば、多くの人間が殺傷されるだけではなく、地域の自然環境や政治経済情勢にも甚大な悪影響が生ずることは容易に想像できることです。

2 国際連合加盟国であるイラクが安保理決議に従うことは当然であるとしても、アメリカの武力行使が正義と人道に基礎を置く国際法に照らして許容されるかどうかは、おのずから別問題です。

国際連合憲章は、国際連合の目的のひとつに平和に対する脅威の防止と除去をあげていますが、その手段は、平和的であることと正義および国際法の原則に従うこととしています（第 1 条第 1 項、第 2 条第 3 項など）。また、加盟国の主権の平等を行動原則とし（第 2 条第 1 項）、いかなる国の政治的独立に対する武力による威嚇または武力の行使を禁止しています（第 2 条第 4 項）。軍事的措置が認められるのは、安保理が平和と安全の維持または回復のために、非軍事的措置だけでは不十分と認めた場合（第 42 条）と国連加盟国に対する武力攻撃が発生した場合の個別的または集団的な自衛権の行使（第 51 条）だけです。

安保理は、イラク政権が国際社会の平和と安全に対する脅威としていますが、加盟国の軍隊の行動を要請していません。また、イラクがアメリカに対して武力攻撃をしている事実もありません。このような状況の下でのアメリカ軍のイラクに対する武力の行使は、国際連合憲章上の根拠がないこととなります。政権の転換のための武力行使が認められないことはいうまでもありません。

国際連合は、「言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、・・・寛容を実行し、且つ、平和に生活」するために設立されたものであり（憲章前文）、現代国際社会における最も権威ある国際機関です。この国際連合と国際法の原則が無視される形で武力行使が行われることは、人類に対して言語に絶する悲哀を与える戦争の惨害を繰り返すこととなるでしょう。私たちは、将来の世代に責任を負うものとし

て、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生活できる国際社会を創る崇高な義務があると考えています。

- 3 加えて強調されなければならないのは、私たちは日本国憲法を持っているということです。憲法は、国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇と武力の行使を放棄するだけでなく、戦力と交戦権を認めていません(第9条第1項・第2項)。また、集団的自衛権を行使しないということも国是となっています。非軍事平和という意味では、国際連合憲章よりも更に徹底しているのです。政府は、憲法によってその権限の行使を認められているわけですから、憲法の禁止を無視して行動することは許されません。もし政府が憲法をすり抜けて行動するようなことがあれば、わが国は憲法を持たない国になってしまうでしょう。

ところが、政府は、アメリカのイラク攻撃に対して正面から反対しようとしただけでなく、査察の継続よりも早期の武力の行使を容認し、武力攻撃によって破壊されたイラクの復興支援や新たな政治体制の構築を念頭に置いた行動に出ているのです。政府の態度は、日本国憲法第9条とは両立しないものです。

私たちは、今しなければならないことは、戦争の後始末の心配ではなく、どうすれば戦争を避けることができるかについて英知を絞ることだと考えています。一度失われた人命や歴史遺産は元に戻ることはありませんし、自然環境や社会的資産の回復にも膨大な費用が必要となるでしょう。このような武力攻撃は、人道と正義の対極にある野蛮な行為といわざるを得ません。

- 4 今、世界では1000万人を超える反戦デモが行われ、最近の国内世論調査の結果によれば、アメリカのイラク攻撃に反対する国民は8割前後に上っています。小泉首相は「国民世論は大事だが、それを尊重することが常に正しいわけではない。」としてアメリカとの同盟関係を優先し、アメリカの単独行動を支持する姿勢を示しています。政府に国民の声が届いていないのです。このような時にこそ、国権の最高機関である国会と国民から直接選挙された代表者である国会議員の出番ではないでしょうか。私たちは、憲法第9条を持つ日本国民の一員として、アメリカのイラクに対する武力攻撃を絶対に制止したいのです。そのために、ぜひとも衆議院および参議院の各院で、アメリカのイラクに対する武力攻撃に反対する決議を上げていただきたいのです。

- 5 1999年5月、オランダ王国ハーグ市で、アナン国連事務総長も含め、各国から1万人からの人々が集まって「世界平和市民会議」が開催されました。そこで「各国議会は、日本国憲法第9条のように、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。」との確認がなされました。日本国憲法第9条は、平和で公正な国際社会を求める各国の民衆の「導きの星」なのです。私たちは、この第9条に誇りをもつわが国の主権者として、私たちの代表者であるあなた方に対し、平和で公正な国際社会の実現のために、主導権を発揮されるよう心から期待するものです。

2003年3月 日

請願者

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_